

諮問番号：平成30年度諮問第29号

答申番号：平成30年度答申第27号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、原処分（生活保護変更申請却下処分）について、次のとおり違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 本件申請は、一時的かつ1回限りの廃棄物（パソコン）の処分費用を求めたものであるにもかかわらず、「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「局長通知」という。）に定める家財処分料の処理基準の支給要件に該当しないという理由で本件申請を却下したことは、最小限度の基準を拡大解釈したものであり、廃棄物の処分費用の支給要件を不当に狭めるものであって、地方自治法第245条の9第5項の規定に違反する。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）により、請求人には廃棄物を処分する義務がある。また、廃棄物を処分せずに抱え込み続ける生活は憲法が保障する健康で文化的な生活とはいえない。処分庁は、局長通知を形式的に運用するのではなく、実際の必要性を考慮すべきであり、本件申請に対し生活保護法（以下「法」という。）第9条の必要即応の原則に基づき支給を決定すべきである。

#### 2 処分庁の主張の要旨

(1) 請求人の状況は、長期間の入院や入所等が見込まれたことにより、家財の処分が必要になったわけではなく、単なる身辺整理としての処分であることから、家財処分料の支給要件に該当しない。

(2) 家財処分料のほか、パソコンの処分費用を認定できる臨時的最低生活費（一時扶助費）の規定はない。本件申請に係るパソコンの処分費用は、経常的最低生活費の範囲内のやり繰りによって賄うべきものである。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、いずれも法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 処分庁は、保護制度において家財の処分費用を計上することができる一時扶

助を検討した結果として家財処分料が挙げられるとし、本件申請は家財処分料の支給要件には該当しないという判断を示した上で、これ以外に本件申請に係る扶助費の規定はない旨の判断をしたのであり、必ずしも家財処分料の支給要件だけで判断したものとは認められない。

- 3 最低限度の生活の保障は、保護基準によって行うものとされ、本件申請の決定に係る事務は第一号法定受託事務とされているところ、これらの法令等に照らして原処分は違法又は不当な点はなく、また、保護の必要即応の原則とは、実際の必要に応じて処分庁が独自の基準を設けて運用することを求める内容とは認められない。
- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成30年10月31日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月6日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

保護は、保護基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。

また、保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準によれば、被保護者は保護基準に基づき認定された最低生活費の範囲内において通常予測される衣食住等の経常的な最低生活需要の全てを賄うべきものであり、例外として、出生、入学、入退院等による特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければ緊急やむを得ない場合に限り、臨時に生活扶助（一時扶助費）を支給できるとされている。

そこで本件についてみると、請求人がパソコンの処分費用を申請したところ、処分庁は処理基準における家財処分料の支給要件に該当しないという理由で本件申請を却下したことが認められる。

この点、請求人は、パソコンの処分費用は、一時的かつ1回限りの支出であり、これを生計費でやり繰りすると自立更生の弊害になるから、一時扶助の対象とすべきであると主張する。しかしながら、パソコンの処分費用は、出生、入学、入退院等による特別の需要と認めることはできず、生活扶助（一時扶助費）の支給対象となるものではないから、他の廃棄物と同様、経常的な生活費により賄うことを法が予定しているものというべきである。よって、請求人の主

張を採用することはできない。

他方、請求人は、廃棄物処理法により請求人には廃棄物を処分する義務があるから、処分庁は処理基準を形式的に運用するのではなく、実際の必要性を考慮すべきなのであり、法第9条の必要即応の原則に基づき当該廃棄物の処分費用が支給されるべきであると主張する。しかしながら、保護の必要即応の原則とは、保護を実施する上で被保護世帯の必要な事情を十分に考慮し、保護の種類及び方法を決定すべきということであり、被保護者の希望の全てに応じて保護費を支給するというものではないから、原処分が法令等に基づき適正に行われているものと認められる以上、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛